

旅費規程

(目的)

第 1 条 この規定は、長崎県精神障がい者福祉協会（以下「長精福協」）の役員及び職員が、会務の出向による出張を行った場合次の旅費を支給する。

(種類)

第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃・諸費・宿泊料とする。

(旅費の計算)

第 3 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。但し、会務上の必要、用務地、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によってしがたい場合には、その現によった経緯及び方法により計算する。

(鉄道賃)

第 4 条 鉄道賃は、鉄道旅行について、線路に応じ定められた旅客運賃、特急料金、急行料金を支給する。

(船賃)

第 5 条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ定められた客運賃を支給する。

(航空賃)

第 6 条 航空賃は、会務及び用務地によって、航空機を利用する場合は現に支払う旅客運賃を実費支給する。

(車賃)

第 7 条 車賃は、陸路(鉄道)旅行について、路程に応じ定められた旅客運賃を支給する。

(諸費)

第 8 条 諸費は、次のとおり支給する。

- (1) 公共交通機関を利用する県外旅行の場合に限り 1 日 2,000 円とする。
- (2) 懇親会出席の場合は、上限 5,000 円として実費とする。

(宿泊料)

第 9 条 宿泊料は、宿泊数に応じ費用を支給する。

- (1) 一泊につき、7,000 円
但し、会議主催者の指定ある場合は、それに従うことができる。

(特例)

第 10 条 出張の性質、状況、その他特別の事情により、会長が必要と認める時は、この規定にかかわらず、その出張に要する旅費額を増減することができる。

(改廃)

第 11 条 この規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規定は、平成 28 年 9 月 6 日から施行する。

慶弔規定

(目的)

第 1 条 この規定は、長崎県精神障がい者福祉協会（以下「協会」）の慶弔に関する必要な事項を定める。

(慶賀金)

第 2 条 この協会の理事及び正会員が、国の表彰を受けたときは、祝金として 5,000 円、及び祝電を贈る。

(弔慰金)

第 3 条 この協会の理事及び正会員が死去した場合はそれぞれ次の慶弔金を贈る。

- | | | | |
|---------------|----------|-----|----|
| (1) 理事 | 10,000 円 | 供花、 | 弔電 |
| (2) 正会員（施設長級） | 10,000 円 | 供花、 | 弔電 |

(見舞金)

第 4 条 この協会の理事及び正会員が次に該当する場合は、それぞれ見舞金を贈る。

- (1) 病気見舞 傷病のため 2 週間程度入院した場合 5,000 円
- (2) 災害見舞、地震、火災、風水害の被害に対する見舞金は、状況に応じて会長が決定し、後日理事会に報告するものとする。但し上限を 100,000 円とする。

(関係機関等行事)

第 6 条 この協会と友誼関係にある団体及び関係機関の長又は長に準ずる職にある者に慶弔事があり、会長の出席を要するもの 5,000 円、祝電又は弔電

2 この協会と友誼関係にある団体の祝事等に当たっては、次の祝金を贈る。

- (1) 記念式典等 5,000 円、祝電
- (2) 総会、大会 5,000 円
- (3) その他の祝事、その都度会長が決定し、理事会に報告するものとする。

(特例)

第 7 条 特別な事情により、この慶弔規定により難しいときは、その都度会長が決定し、理事会に報告するものとする。

(届出)

第 8 条 この規定により慶弔を表すことが生じたときは、関係者は遅滞なく必要な事項をこの協会事務局に届け出するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則 この規定は、平成 28 年 9 月 6 日から施行する。